

テーマ：産業医・産業保健の仕組みの活用 / 職員の健康確保

産業医とは、事業場において労働者が健康かつ安全で快適な作業環境のもとで仕事が行えるよう、専門的立場から事業者や労働者に指導・助言を行う医師のことで、業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する全ての事業場で選任する必要があります。働き方改革関連法の一つである労働安全衛生法の改正により、2019年4月1日から「産業医・産業保健機能」が強化され、産業医の独立性・中立性が高まりました。

今月は、全ての労働者が健康で働くことを目的とする、産業医・産業保健の活用について解説いたします。

●産業医の具体的な役割

産業医の具体的な役割は主に以下の9つです。

- ①健康診断の実施とその結果に基づく措置
- ②長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ストレスチェックと同チェックにおける高ストレス者への面接指導、並びにその結果に基づく措置
- ④作業環境の維持管理
- ⑤作業管理
- ⑥①～⑤以外の労働者の健康管理
- ⑦健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置
- ⑧衛生教育
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置 等

昨今では長時間労働やパワハラ等の業務に起因する労働者の健康障害が社会問題となっておりますが、例えばこの健康障害を防止するために、産業医は上記②について、疲労の蓄積した長時間労働者と面接し、対象労働者の疲労の蓄積状況や勤務状況等を、また③について、ストレスチェックで高ストレスと判断された労働者と面接し、その心理的負荷の状況やその原因等を確認した上で対象労働者の就業制限等の措置の必要性などを判断し、必要に応じて、事業者措置の実施の勧告を行う等、産業医は事業場の産業保健活動の重大な役割を担っています。

●健康相談の体制整備と労働者への周知

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や、その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

◆産業医による健康相談の申出の方法（健康相談の日時・場所当を含む）、産業医の業務の具体的な内容、事業場における労働者の心身の状態に関する情報の取り扱い方法を労働者に周知する必要があります。

◆周知の方法として、常時各作業場の見やすい場所に掲示して備え付けることや、労働者が当該事項の内容に電子的にアクセスできるようにする方法などが有効です。

☆従業員が50人未満で産業医がいない事業場に対しては、東京都内で計18カ所設置されている『地域産業保健センター』にて、長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導等の産業保健サービスを無料（回数制限あり）で提供していますのでご活用ください。（<https://www.tokyos.iohas.go.jp/region.html>）

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。



東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒ 

勤務環境かいぜんサポートナビ